京都帝國大學經濟學會

經濟論叢

第三十五卷　第五號

昭和七年十一月一日發行

大正四年六月二十一日第三種郵便物認可（毎月一回一日發行）

（禁轉載）

論叢

多收手段としての酒税……法學博士　神戸正雄
笠間藩の民政……經濟學博士　本庄榮治郎
安定期經濟學と變革期經濟學……經濟學博士　石川興二
ロングフィールドの價値論と分配論……經濟學博士　堀經夫

研究

我國の市町村義務費に就いて……經濟學士　小山田小七
金爲替準備への再吟味……經濟學士　松岡孝兒
證券資本主義時代に於ける資本の構造……經濟學士　石田興平
カルテル法への要望……經濟學士　磯部喜一

說苑

貨幣の價値に就いて……文學博士　高田保馬
人口動態並行法則を論ず……經濟學士　三谷道麿
爲替相場の變動に就て……法學士　正井敬次

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

經濟論叢　第三十五卷　第五號（通卷第貳百九號）　昭和七年十一月發行

論叢

多收手段としての酒稅

神戸正雄

緒言

今日の、そして今後當分の間の我國財政の特徴は赤字財政といふことであり、我國財政の爲めの最大切な當面の問題は、之に應ずるが爲めの多收なる有力稅種を見出すといふことである。勿論、一面に支出の緊縮し得る限りは之を緊縮する方策をも講じなければならぬけれども、其方は却つて時局匡救といふ必要から、更らには滿洲事變の爲めといふこともあつて、全體上減縮どころか却つて增加しなくてはならぬやうな大勢となつて居る。其處で財源を主として公債に求めつ

つあるのが今の我邦財政だが、其れは精々一兩年の應急、一時の處置としては恕すべきであるけれども、其を年々歲々繰返すといふ譯には往くまじく、何としても永續性ある租稅をも利用しなければならぬといふことになる。其處で今日、多收見込ある稅の利用といふことが急務といふことになる。元來、稅に要望せらるる所の資格は、單に多收といふことのみにあるのではなく、むしろ公正の方が一層にも大事なことである。此二のものが並行し得れば良し。其が出來なければむしろ公正を採るとしたいのである。併し其は實は正常時のことであつて、我が今時のやうに異常時となると、必ずしも本則にのみ拘はれて居ることは出來ず、多少公正原則には不滿足だとしても、何は兎もあれ多收第一として、其に最良く適合するものを求めて、之に依りて時代の要求に應じなければならぬ。然るにがくの如く假令公正原則には多少不滿足としても、多收原則に合するものが酒稅に存することは人の廣く認める所である。[1] そして實際の事例も大體之を證し、各國にて酒稅收入は稅收入中に就きて重きを成す。ただ各國の稅制は理論のみに從ふて成立するものではなく、其々の歷史的發達の產物[2]だからして、國によりて酒稅が重きを成す度合は一樣でなく、我國に於て其が最重きを成して居るのを見出し、英國が之に近く、獨佛に至りては可なりに距りのあるのを見出すのである（註一）。そして其の恰も此が獨逸にて割合に重きを成さぬのは、むしろ此國財政の弱味であるともいはるるほど[3]であつて、酒消費量の大小が必ずしも人々の所得の大小と並行せず、其處に公平上の根本の疑問を包藏するとしても、一層富める者が一層優等なる

1) Allix, Traité élémentaire. 6 éd. p. 811. Eheberg, Grundriss. 5 & 6 Aufl. s. 152. Mombert, Fw. S. 107.
2) Armitage Smith, principles and methods of tasation. p. 41. Bastable. public finance. 3ed. p. 513. Schmölders, Die Ertragsfähigkeit der Getränkesteuern. S. 1.
3) Bastable, l. c. p. 513.

酒を消費するといふことに於ける、之が消費と給付能力との關係もあつて、[4] 之を適當に酌み得るやうな課税方法といふものも考へ得らるるし、特に此の酒なるものが本來、人の生活上に於ける營養資料ではなくして、むしろ享樂方便に屬し、其使用否な其過用が人の健康、風俗、家計に有害なる影響を有[4]つに於て、其が或程度の制限といふことの望ましきものだといふので、其を課税によりて制限するの適當にして、卽ち之が使用を制限しつつ税收入を國庫に擧げしむることになり得る所の、好箇の税能力ある奢侈的消費[6]といふか、少くとも必要ならざる物の消費[7]であり、殆んど到る處に、少くとも一の、重なる消費税とせられる[8]のも不思議ではなく、若も消費税を一般に公正上の疑問に重きを置きて、絕對に排斥するといふならば、いざ知らず、之を採用することを躊躇せぬといふ立場にある以上は、此酒税は何としても先づ以て採らぬことは出來ず、事情によりては之が多收を出來るだけ利用すべきものとするのである。然るに我國に於ける酒税收入を見ると、近頃減收の傾向があつて、或は之により今日の多收必要に應ぜしめるといふことが最早不可能の狀態にあるかとも思はるるのであるが、併し此酒よりしての我國の過去に於ける財政收入上の働きに考へ、更らに英國の之から擧げる收入をも併せ考ふるに於て、之からしての一層の增收を斷念することは出來ない。むしろ其減收の原因をも尋ねて、之を出來るだけ排除し、改良すべきは出來るだけ改良して、もつと之からして增收を計るの方策なきやを考へて見たのが此の一文である。恐らく時需に應ずることを得るものとならう。

4) Mombert, a. a. O. S. 107.
5) Eheberg, a. a. S. 152. Allix, l. c. p. 811.
6) Mombert, a. a. O. S. 107. Terhalle, Fw. S. 451.
7) Tyske, Fw. 2 Aufl. S. 276.
8) Bastable, l. c. p. 512.

（註一）(1)英國にては所得稅が第一に大な收入を擧げ、酒稅が之に次いでの大收入を擧げる。其一九二九—三〇年の所得稅收入は二億九千七百五十萬磅であり、酒稅收入は(1)麥酒より七千九百萬磅、(2)火酒より四千四百萬磅、(3)葡萄酒から四百五十萬磅、計一億二千七百五十萬磅であつた。そして一九三〇年度の酒稅收入は(1)麥酒七千一百三十萬磅、(2)火酒三千六百七十萬磅(3)葡萄酒、火酒、麥酒關稅一千七百十萬磅、(4)免許稅四百八十萬磅、計一億二千九百九十萬磅だといふ。[9]で大體英國では我邦の五六倍ほどの大な收入を酒から擧げて居る。

(2)英佛獨の酒稅收入及其の全稅收入中に於ける地位を比較したるものに、日本のをも附記すると下の如くなる。[10]

	年	酒稅收入	全稅收入中の%
(a) 獨逸	一九一三	四六三百萬羅	一一・四〇
	一九二五	五九〇	五・八五
	一九二六	六〇八	五・五七
	一九二七	七四八	五・九一
(d) 佛國	一九一三	六五〇百萬法	一二・七九
	一九二五	三〇九七	八・一七
	一九二六	三五七九	八・一三
	一九二七	三三四八	六・四二
(c) 英國	一九一三	四四百萬磅	一八・七八
	一九二五	一四一	一六・五七
	一九二六	一三七	一六・二八
	一九二七	一四〇	一五・七九
(b) 日本	一九一三	九三百萬円	一九・八五
	一九二五	二一二	一八・六六
	一九二六	二一六	一九・〇五
	一九二七	二四二	二〇・九九

9) Heyer, Das britische Finanzsystem. S. 87. 97. Schmölders, a. a. O, s. 31.
10) Terhalle, a. a. O. S. 453.

第一段　我國酒稅收入漸減の大勢と其原因

(一)酒稅收入漸減大勢——我國にては酒稅は諸の稅收入中の王座を占めるとせられるが、併し其收入は斷へず變化しつつあつて、甞ては漸增を示したが、最近にてはむしろ漸減を認めしめる。左の如くである。[11]

一九二〇—二一	一六三百萬円	一九二六—二七	二一六
一九二一—二二	一七六	一九二七—二八	二四二
一九二二—二三	二二二	一九二八—二九	二三五
一九二三—二四	二二一	一九二九—三〇	二四二
一九二四—二五	二二一	一九三〇—三一	二二九
一九二五—二六	二一二	一九三一—三二	二一〇

(二)其原因——然らば此最近に於ける漸減の原因は何か(註二)。此は色々の方面に之を見出し得る。左の如し。

(註二)　此につきシユメルダースが、酒稅の收益能力の決定原因として、(1)消費者の消費慣習、(2)消費者の所得事情、(3)當該營業の經濟上の地位、(4)課稅に於ける非收入的の目的の考慮、(5)租稅回避の可能性を擧ぐるのは參考するに値する。他の學者にては、例之、バステーブルは、消費稅の多收な物については、各國に於ける嗜好、慣習を注意深く考察しなくてはならぬ。次ぎには供給者の方にも注意しなくてはならぬとして、上記のものゝ中(1)と(3)とを指示して居る。アーミタージスミスは、消費稅の多收は、物體への需要の伸縮力にかゝり、其は更に經濟繁榮の情態と、人民の慣習とにかゝるとして、(1)と(2)とを注意す。更らにモルは、消費者が他稅特に直接稅によりて負擔せしめらるゝ度合にかゝるといふ(英國にては勞働者が事實上大部分、所得稅を免ぜらるゝのに、獨逸にては勞働者の大部分が給料稅を課せられ、隨つて英國では

11) The 31 st financial and economic annual of Japan. p. 25.

酒税を重課し得るけれども、獨逸にては之が重課に躊躇しなければならぬことになる）が、此は前記の(4)と相並んで立法者にて考慮さるゝものゝ一として、別に指擧しても宜しいが、併し其は前記五項中にては、(2)の中に現はれるとも見られる。[12] 尙ほ右、モルの説を我日本にあてゝ考ふれば、我邦にては勞働者の大部分が所得税を負はぬ現狀下に、英國と齊しく、酒税の重課を辯明せしめることになる。

(A) 消費者側に於ける原因

(い) 酒の消費を節制することとなつた爲め――といふことが酒税收入減少の原因といふことは爭はれずとして、更に其の消費者をして、かく消費節約に向はしめたのには、種々なる動機がある。

(1) 第一は、酒に限らず一般に物の消費を節約するの傾向を增長したことであり、其は更に

(a) 最近の經濟情勢が不況であり、一般社會人の所得が減少し、購買力の減少した爲めに避くべからずに、其他の色々の物と共に飲みたき酒をも差控へ、禁酒又は節酒とならしめたといふこともある。

(b) 併し其一般に物の消費の節約に向つたといふことは、單に經濟力の減少によりて生じたもののみでなく、之に刺戟され、又は之とは別に、節約其ものの重要についての精神的理解に出づるものもある。

(2) 特に酒の節用といふ傾向も認められる。其は更に

(a) 國民の理性の發達、によりて生じ得る。段々國民敎育が普及するにつれ、人が其生活

12) Schmölders, a. a. O. S. 29. Bastable, l. c.p. 513. Armitage Smith, l. c. p. 93. Moll, Lehrbuch. S 638.

に目覺め舊來の不合理な生活方法を益々改良しやうとすることが增加する。かくて、其現はれとして、酒といふやうな弊害の伴ひ易きものを節して、むしろ、もつと人生に有意義な消費を豐かにしやうとするのは、大體望ましき傾向であり、一方に幾多の營利業者がカフエー、バーなどと色々の工夫を凝らして飲酒を誘惑しつつあるに拘らず、左まで飲酒量の增加しないのは、一には前にいふた經濟上の不況による所得減少といふやうな有力な原因にも因るけれども、又前記の、消費節約の理解と相待つて、生活合理化傾向の發達しつつあるに因ることも少しとせぬ。

(b)一には又、禁酒運動によることも少くあるまい。其が恰かも今日は國民の經濟上の窮乏の甚しき時でもあり、そして一面に國民の精神上に於ける理解力の發達の著しいことでもあり良く此運動を受入れて、酒の消費が益々減少しつつあるのである。そして、此運動者が熱心に献身的に努力しつつあるの勞苦に對しては、敬意を表するけれども、其も多少、其度を過しては居らぬか、一の問題でなければならぬ。其が私經濟、國民衛生、善良の風俗などの上に好果を齎らすではあらうが、併し此酒といふ毒物が、又適當度の使用によりては社會和合、健康保全、經濟及文化上の努力の促進などとなり、卽ち或意味にての百藥の長ともなり、併せて財政上の好き財源となつて種々なる有益又は必要事業を進行せしめるといふやうな働きをも失はしめることになるといふのは遺憾である。

(3)代用品使用の傾向といふものもある。——酒を用ゆべき場合にも、實際往々にして、清涼

飲料によりて、更には昆布湯、茶、水などによりて代用せしめらるることが少くなく、かかる使用は益々增加しつつあつて、其は前記の一般的なる消費節約傾向から促がされたものもあり、特に酒の節用といふことに刺戟されたるもあつて、要するに、其が又、一の新しい傾向として人心を支配し、或一の慣習を作りつつあるのであり、其によりても亦た自ら酒の消費が節せらるることになるのである。そして其が實に此税減收の大原因ともなるのである。[13] 又見樣によりては、此は酒税の合法的なる逋脱方法ともなるのである。

(ろ)酒税の逋脱によるもの――消費者は前にもいふやうにして、其經濟上の困難に促がされ、又は精神上の理解によりて、酒の消費を節することによりて酒の負擔から逃れることも出來、其爲め酒税の減收を導き得るけれども、又、彼が酒の消費をつづけつつ、而も酒税の負擔から逃れる方法を講じ、其爲め酒税收入の減少に導いたといふこともある。其は、彼の密造、密輸入に依るものであつて、此の如きは以前から行はれて居ることで、今に初めぬことではあるが、併し近頃のやうに、各人の經濟困窮が甚しくなると、一層此方法を行はうといふものが多くなるの傾がある。

(B)營業者側の原因

(い)酒税の滯納不納――が多くなつたといふことも酒税減收の一原因である。そして其は、此税にては造石高に最低制限もあつて、大體は相當に實力ある大な資本を有つ者のみが製造する

13) Hunter, Public finance. p. 216.

やうになつて居るけれども、其でもまだ其生産は清酒にありては、麥酒の場合ほどに集中せず、多數の當業者があつて、隨つて薄資微力なるが少からず、其も好景氣の際には、酒稅の前轉（消費者へ）が良く行はれて、生産者は其稅を自ら擔ふことなくして濟んだが、一朝にして近頃のやうに不景氣になると、稅は前轉し得ずして、少くとも一部後轉して當業者の負擔に歸することとなる。かくて自ら當業者の倒産となり、又は廢業となり、此間に政府として滯納乃至不納による減收を受けなければならぬ。一方、大體、消費の減少によりて本稅の減收を餘儀なからしめて居るのに、尙其上にも他方此の當業者の滯納不納からしても減收を受けなければならぬ。

（ろ）酒稅の逋脫――酒稅の逋脫は消費者によりても行はれるが、當業者によりても行はれる。其は生産者のみならず、商人によりても行はれるもので、或は密造、密輸入によりて行はれ、或は混水、混成などによりても行はれる。此も勿論、酒稅減收の一原因であり、そして其は近頃の經濟不況によりて、一層增長されつつあるやうに考へられる。

（C）政府側の原因

（い）稅の引上――稅の引上といふことが國民の負擔力に不相應のものとなりて、其爲め增收とならずして却つて減收となることもあり得るが、そして其は酒稅についていへば、酒稅自身の引上が此作用を爲すこともあれば、他の稅の引上が酒稅の收入へ反射し來ることによりて同一作用を示すこともある。然るに我國にては形式上には近頃は、關稅の大引上の外には大した增率は

ない。酒稅も大正十五年四月以降、增率したが、近頃は動かさず、隨つて此稅引上による減收といふことはないのだともいへるやうだが、形式的に稅率を引上げずとも、實質的に考ふると、其課稅標準及稅率の如何によりては、物價下落の影響を受けて增率されたと同じ結果になつた。其の爲め國民の負擔力に不相應となり、其高過ぎる稅率の爲めに收入を減じつつあるといふことがあるのかも知れない。例之、大正十五年四月以降行はれた一石、四拾圓の酒稅は、其當時物價の高かりしに對し、今日では其が大に下つて居るから、稅率の引上が行はれたのと同しとも見られる。小農の負擔する地租及附加稅の如きも課稅標準が現在のは大正十五年四月一日現在のものに依るから、今日の物價下落時代には、其も稅率引上が行はれたと同しになる。此等を考へ合せて見ると、我國にても潛みたる稅率引上が、酒稅にも他の稅にも行はれて、酒稅減收を助けたといふことがいひ得るやうである。

（ろ）非收入目的の高調——といふことが行はれたならば、酒稅收入の減少となり得る。卽ち酒稅を文敎並に社會政策上の目的に重きを置きて、成るべく酒の消費を節せしめ、酒稅收入の減少も厭はずといふ態度にて行ふことも出來る。[14] 併し其は多くの國では實際行はれず、課稅其ものが必然に消費制限を伴ふのを別としては、むしろ收入目的に重きを置きて消費制限は後廻にされる。[15] 我邦にても大體同樣であり、其は最近になつても尙ほ變らぬのであり、非收入目的高調は格別認められぬから、我國酒稅減退の原因として、固より之を指示することは出來ぬ。但し夫の非

14) Bela Földes, Fw. 2 Aufl. S. 501.
15) Bastable, l. c. p. 521.

収入目的が我國酒税の中に若干特別に挿入されて居るとすれば、其は混成酒たらざる生葡萄から造る葡萄酒を無税とすることであり、茲に衛生有益なる特別の酒を無税として、一般の酒の消費を幾分なりとも此方へ轉向せしめて、酒税減收を辭せざる態度を示して居るとも見られるが、併し國民は一般には此點を認識して居らぬことであり、其影響は微々たるものでいふに足らぬであらう。

(は)逋脱防止の寛大――といふことでもあれば、其がまた酒税減收を來たすことになるけれども、我邦にては、むしろ益々之が防止を嚴重にして居り、此が厲行の爲めには、自家用酒製造の禁止、造石最低限の制定などをも行つて居るほどである。だから、此が酒税減收の原因としては、此際問題にならない。

第二段　酒税を一層多收ならしむる方策

酒税減收の原因が以上の如くであるから、之が增收の方法も自ら其よりして推測することが出來る。

(一)根本策――は酒專賣の實施である。此場合、官業となる爲めに多少生産費を大ならしめるといふことはあるけれども、民業の場合に比し、外裝費、廣告宣傳費、接待費など、酒の營業に特に多いとせらるる冗費を節するを得るし[16]、理研製法を擴充して米よりも安き原料を一層多くに利用

16) 租税研究八卷，223.

することも出來るし、全體上には費用は在來の民業下に於けるよりも大に減少し、或は賣價を一層安くし、消費者の負擔を減少しつつ、政府に一層多くの收入を擧げしむることともならう。[17] 或は酒の賣價を下げないならば尙ほ一層にも增收を得るであらう。勿論、其賣價は收入上の見地からのみでなく、負擔公平の見地からも考へて、低き品等の物には一層安くし、高級品には一層高くすることもあるであらう。かくて收入上からにせよ、公平上からにせよ、物の賣價を引上げるだけにては、其消費を壓迫し、其を制限することともなるけれども、其が酒のやうなものに關する限りは忍び得るのであり、此點からしても酒の專賣は適當だといふを得る。[18] 外國に於ける之が專賣の實例にありてもまた實に酒消費の或度の抑制といふことがあつたのである。[19] 要するに專賣制は酒より最大の稅收入を擧ぐるの方法であり、[20] 其のみならず、公平課稅上にも、生產及社會政策、敎育及衛生政策、課稅技術上にも相當有利なる働きを爲し得るものである。[21] そして之を斷行するとすれば、今日のやうに當業者の困つて居る時が一番に買收實行のし易い時なのである。

(二)改善策――併し又、現行制度の根本を動かさずして、或度まで增收目的を達しやうとするならば、凡そ次のやうなものが考へられる。

(A)酒の消費を促進する方法

(い)景氣宣揚策――前にもいふ如く、今日酒稅減收の最大の直接原因は、經濟界の不況であり、其爲め酒の消費が減少し、且つ酒稅の逋脫や滯納や不納をも增加して、卽ち其の不景氣の影

17) Terhalle, a. a. O. s. 457.
18) Englis, Fw. S. 170.
19) Eheberg, a. a. O. S. 157.
20) 租稅研究八卷, 226.
21) 同上, 214以下,

響が先づ消費者に及び、更に營業者にも及んで居るのだから、此禍根を除くのには、景氣を直すより外に早道はないのである。今や政府も之が爲めにインフレーション政策に出でやうとして居るが、其は恐らく酒稅の減收を喰止めて、之が增收を齎らし得るであらう。但し、かかる政策自身が萬全のものかは疑はしく、たゞ一時的のものに終りて、やがて間もなく行詰りを生ずることにはならう。

（ろ）酒に關する正當なる智識の普及――酒稅減收を防ぐのが急務だからといふて、一般に、消費奬勵や節約阻止といふやうな事を普及することは正しくない。一般にいふて節約といふことは良きことで、道德上にも、經濟上にも望ましきことである。併し、酒につきては濫に之が消費の害毒のみを說きて、ただ之を嫌惡する所の一の迷信を植付けるのは感心しない。我邦には禁酒運動者があつて之を說き、皮相的の智識を有つた道德者があつて之を說き、酒はただ有害だといふことを高調するけれども、併し此を適量に用ゐるに於ては其が健康上には、勞働力の回復を齎らし、消化を助け、營養を助けるといふこともあり[22]、隨つては經濟上にも能率を發揮し、社交上には融和を助長するといふこともあるのであつて、之が消費の抑壓よりは、むしろ適當なる消費こそは奬勵すべきものに屬する。そして此保健上には混成の西洋酒などよりも、純日本酒の方が一層良好であるのである。政府としては特に此が大切なる財源であり、之を涵養するの必要もあり、旁々、大に此酒の本質及適當なる消費を宣傳する所がなければならぬ。私は禁酒運動よりも酒善

22) Bela Földes, a. a. O. S. 494.

用運動の起らんことを望むものであり、此が盛んになつたならば、酒税の減收を喰止め、却つて之が一層の增收をも來たすであらう。然るに從來、此點につき當局者が何等の施爲をもしなかつたのは遺憾である。

(B)生産者の經濟上の地位を向上する方法

(い)間接なるもの――前にいふ酒の消費を促進する方法は、やがて生産者の地位を向上することともなる。そして彼等をして酒税を滯納又は不納に終らしめざるのみならず、一層其生産高を擴張して、一層多額の納税をも爲さしめることとなるであらう。

(ろ)直接の方法

(1)酒の生産販賣方法の合理化――酒の生産方法は段々と改良されつつある。特に政府も爲めに釀造試驗所をも設けて之を助長しつつある。其れで段々と酒の生産費の低下を來たしつつあるけれども、尙ほ之だけに甘んぜず、もつと〳〵生産費の低下を計ることになるならば、酒の價は益々下り得て消費は增加し、生産者に於て税の滯納不納などに陷ることなくして濟むであらう。尙ほ其上にも從來の酒の販賣組織に於ける不合理をも合理化し、之をもつと簡單なる組織とすることが出來たならば、其方からしても賣價が安くなり得て消費の增加に貢献し得るであらう。

(2)酒造組合への金融助成――今日酒税の納税が甘く行はれず、其の滯納不納の多く生ずるのは、酒造家の經濟上金融上窮迫して居る爲めなのであるから、之を匡救する爲めには、政府に

於て預金部の特別に低利なる資金を、彼等の組合に貸付することにするのが一の便法と考へられる。斯やうな事を凡べての種類の事業者にまで及ぼすことは出來ぬであらうが、酒造業の如く、大額の納税に當るものには其れ位の便法を開いても良いやうに思ふ。(今日でも、預金部資金が興銀を通じて酒造家に融通されて居るが、其利子は七分で、低利とはいへない。興銀を通さずして、もつと低利なる資金を融通するやうにしては何うか。)

(C)課税方法の改正

(い)課税物件の擴張として、生葡萄酒の課税を行ふこと——從來、衞生上の見地から生葡萄酒を免税したのは、其趣旨は一應は通ほるけれども、此が特に其れほどまでにして保護すべきものか何うかは疑ありとする。特に之を消費する者は概しては、むしろ餘裕ある階級であり、[23]之に課税したからといふて堪へられぬといふ程のものではない。特に之を無税として置きつつ、他種の酒を高く課税して居るのでは大な不公平でもある。[24]特に他方、酒の代用品たる清涼飲料に課税して居る。其との釣合からいふても、生葡萄酒に不課税といふことは當を得ないやうである。其處で此にも課税することにしたならば、其から直接生ずるの收入があるのみでなく、此新に有税となつた生葡萄酒から有税なる他種の酒へ消費の移動するによりて酒税收入を增加するといふことにもなる。

(ろ)税率の引上——此税率の引上といふことが最簡單なる增收方法のやうであるが、之が引上は必ずしも增收を伴はず、[25]むしろ減收を伴ふこともあつて、[26]我國今日の税にても此以上の引上に

23) Moll. a. a. O. S. 637. Bela Földes, a. a. O. S. 498.
24) Moll, a. a. O. S. 630.
25) Armitage Smith, l. p. 93.
26) Bastable, l. c. p. 509.

よりては却つて減收するやうになるかも知れぬ。此點は最近の物價の下落によりて實質的には稅率の引上が行はれたと同じやうな結果にもなつて居るので、尙更に增收を期しての此際の稅率引上が不得策なのかも知れない。併し又、或は尙ほ少々位の引上ならば其が行はれて多少の增收（絕對額にて）が得らるるのかも知れない。何れにせよ酒稅のやうな、消費制限の許さるべき物への課稅にては、稅率を定めるのに、最大の收入の得らるる度に止めるのを得策とするから、[27] 此見地から、もつと稅率を引上げても增收の見込さへ立てば之に躊躇するに及ばぬ。此見地からの判斷は六つかしいけれども、外國、特に英國との比較からいふと、尙ほ我國の酒稅率に引上の餘地はあるやうである。最比較し易き麥酒について見るのに、英國の稅は事實上、一リートルにつき日本貨にして拾八錢ほどに當るに對し、[28] 日本のは拾參錢八厘六毛に當るに過ぎない。かく財政收入上はもつと稅率引上の餘地があるやうにも思はるる節はあるが、併し、他方、社會政策上、生活線にある者にして、生活上の必要に屬する所得をも割いて酒を飲用して居るやうな下級の人々に過大の負擔を負はしめて、其生活を壓迫するといふ心配はある。[29] 此點を考慮に入れるときに、此稅の稅率を引上るときには、他方に從來ある所の比較的必要品に對する消費稅の稅率を其れだけ引下げたく、卽ち酒稅の將來は生活必要品稅の代りとするといふことにあるやうである。[30] 卽ち他の比較的必要なる物の消費稅を其儘にしつつ、酒稅のみの引上には躊躇すべきものがある。併し又、時の事情によりては收入上の必要が痛切で、其爲め社會政策上の考慮を犧牲にするのも恕すべきことではある。

27) Bela Földes, a. a. O. S. 501.
28) Heyer, a. a. O. S. 98.
29) Eheberg, a. a. O.S. 152.
30) Terballe, a. a. O. S. 451.

(は)課税物件捕捉點の變更――卽ち年來、酒税につきては、生産税を庫出税に改めては何うかとの議があり、之により納税上一層便宜を得る當業者もあつて、隨つては酒税の滯納不納を減少することになるやうであるけれども、他方に、現狀によりて一層の便宜を享け、改正によりて却つて不利を受くる者もあるので、此が改正に躊躇せらるる。

(に)酒の密造密輸入の一層の取締――此は從來とても相當に厲行して居るけれども、尙ほ一層に之を嚴重にするのは、酒税の增收を期する上には必要である。尤も、其點から生ずる結果は、大したものではあるまいけれども。

結論

以上要之、酒税は本來公平、社會政策等々の見地からは良き税ではあり得ぬけれども、財政收入上の見地に於て有力なる税であり、王座を占めるともいふべく、實際の財政は永く之によりて支持せらるるの外なく、特に今日のやうな赤字財政に際しては、一層之に依賴しなければならない。然るに近年、其減收傾向があり、其原因には營業者側、消費者側、政府側に色々のものを見出し得るけれども、經濟界の不況の如きは最大なるものであらう。そして之をして一層の增收を爲さしめるのには、根本的には、課税方法を專賣に改造することによるのが望ましく、恰かも其には今日が好時機である。併し、之を行はずして增收を計らうと思へば、經濟界の景氣を引直すのが先づ何よりも大切であるけれども、其外にも、酒に關する正當なる智識の普及を計り、酒の生産販賣組織の合理化を計り、若干税率の引上をも行ふ事などが有效なもののやうである。